



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	所得税と法人税の二重課税に関する一考察
Author(s)	小山, 光一
Citation	経済學研究, 52(2), 63-72
Issue Date	2002-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32257
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(2)_P63-72.pdf



所得税と法人税の二重課税に関する一考察

小 山 光 一

1. 序 論

本稿において、制度分析の観点から、わが国の配当控除制度の構造とメカニズムを分析する。配当控除制度は、二重課税を回避する一つの方法である。ここで二重課税とは、まず法人所得は法人税が課され、次に法人所得のうち配当の部分が個人株主の段階で所得税が課されるので、配当部分は法人税と所得税の二重課税が課されるということである。この二重課税を排除する方法として、配当控除制度以外に、ヨーロッパ諸国で用いられているインピュテーション方式などが存在する。

二重課税の議論において、法人実在説や法人擬制説といった観念論的な議論が存在する。しかし重要な点は、二重課税の調整が現実にとどのようなメカニズムを生じさせているのか、また、そのメカニズムは社会的に望ましいものなのか、もし望ましくないとするとどのような制度設計が新たに必要であるかを検討することである。

二重課税の問題を通して法人税と所得税を体系的に捉えることは、個人段階での税負担を考える上で非常に重要である。税の負担は最終的に国民に帰着して考えるべきである。現在のわが国の税制の基本的な問題は、国民の間で税負担の構造がはっきりしないことである。例えば、他の欧米諸国と比較して、わが国の法人税の税収割合は比較的高いが、法人税は税負担の転嫁と帰着が不明確である。法人税と所得税を体系的に捉えることによって、公平性の観点から個人段階での税負担構造をより鮮明にするとともに、効率性や活力を生む税体系を構築していく

ことが可能になると思われる。

法人税と所得税を一つの体系の中で捉え、その構造とメカニズムを解明することは、現在の経済学者の最も重要な課題である。例えば、既存の最適所得課税論は、所得税率と労働者の勤労意欲の關係に論拠をおいているが、現実に両者に強い關係が存在するかどうか疑わしいと思われる。むしろ、新たに構築すべき最適所得課税論とは、個人所得と法人所得の両者を一体にして所得課税を体系的に捉え、個人段階での所得再分配の公平性と経済成長などの効率性の關係を明確にすることである。

本稿はこのような視点にたち、まず、制度の経済分析を通して配当控除制度を検討し、わが国の配当控除制度の構造とメカニズムの解明を図っている。本稿の論点は二つある。第1に、配当の所得税制と配当控除制度の構造を分析し、総合課税と源泉分離が併存した場合の税負担構造の特徴を明らかにしている。第2に、配当控除制度などの4つの代替的な制度を分析し、これらの税負担構造を比較検討している。この分析結果として興味深いことは、現行の税体系と所得分布において、わが国の配当控除制度の下での平均税率（法人税と所得税の合計額を法人所得で割った値）は、完全統合の下でのそれに非常に近い値であるということである。すなわち、わが国の配当控除制度は、経済全体からみたととき、二重課税が完全に排除される完全統合のケースに非常に近い税負担となっている。

2. 配当控除制度：個人株主における二重課税の調整

2.1 配当控除制度の現状と仕組み

表1は配当控除制度の沿革が示されている。
わが国の配当控除制度は、昭和23年にGHQ

の指令で配当控除率15%でスタートし、シャ
アップ勧告で配当控除率は25%に引き上げられ
ている。しかしその後、この制度の租税政策
としての有効性に疑問がもたれ、公平性の観
点から配当控除率は徐々に引き下げられ、現
在に至っている。

表1 配当控除の沿革（国税）

適 用 年	配当控除率（税額控除）	趣 旨
昭和23年	15%	株式の大衆化等のための措置
昭和25年	25%	シャアップ勧告に基づく二重課税の排除のための措置
昭和32年	20%（一部10%）	配当控除によって不当な利益を得ることのないように控除率を引下げ。
昭和37年	15%（一部7.5%）	法人税の配当軽課方式の導入に伴う引下げ。
昭和48年	10%（一部5%）	二重課税の調整手段としては、その適否や結果について疑問があること、所得税率の軽減に伴い、配当所得の所得税の軽減度合いが大幅に拡大すること等を理由に引下げ。

- （注）1. 昭和30年分及び31年分については、租税特別措置法により、2年間の措置として、利子所得が非課税とされたことに伴い、税額控除率は5%割増しとされた。
2. 昭和46年分及び47年分については、租税特別措置法により、経過的に、税額控除率は12.5%（一部6.25%）とされた。
3. 昭和36年度から平成元年度まで、企業の支払配当に対する法人税負担の軽減を図るため、当面の措置として、支払配当に対する法人税率の軽減措置があった。

（出所）税制調査会資料

表2は、わが国の配当控除の適用状況の推移を示している。配当控除の適用者数は、おおよそ50万人以下で申告納税者に占める割合は小さく、さらに配当控除額も、一人当たり6万円程度で決して大きな金額ではない。しかし、後の表4でみるように、配当所得をもち配当控除の適用を受ける所得階層は、非常に高額所得層に偏った分布となっており、所得分配における配当控除制度の意義は決して小さいものではない。

いま、配当控除制度を具体的にみていくと、国税の場合、以下のように定められている。配当所得Dを加えた課税総所得をAとすると、配当所得を上積みとして総合課税したとき、配当控除額は以下ようになる。

① Aが1,000万円以下の場合、配当控除額

は配当所得Dの10%である。

② Aが1,000万円を超える場合、以下の2つのケースが存在する。

(i) 配当を除く課税総所得金額(A-D)が1,000万円を超える場合、配当控除額は配当所得Dの5%である。

(ii) 配当を除く課税総所得金額(A-D)が1,000万円以下の場合、配当所得は(A-1,000万円)と(1,000万円-(A-D))の2つの部分に分かれ、配当控除額は

$$(A-1,000万円) \times 5\% + [1,000万円 - (A-D)] \times 10\%$$

となる。

但し、配当控除制度の適用は限定的である。例えば、配当控除額がその年の所得税額を超

表2 配当控除の適用状況

区 分	納 税 者 (万人)	配当控除 適用者 (万人)	配 当 所 得 額		配 当 控 除 額		配 当 控 除 率 (b)/(a)
			総額(億円) (a)	一人当 り (万円)	総額(億円) (b)	一人当 り (万円)	
昭和40年	292	24	1,235	51	113	5	9.1%
50年	462	36	3,571	99	251	7	7.0
55年	594	46	4,726	102	295	6	6.2
60年	737	49	4,848	99	295	6	6.1
平成元年	797	54	6,770	125	424	8	6.3
5年	843	45	4,593	102	260	6	5.7
12年	727	35	3,989	115	224	6	6.0

(出所)「税務統計で見る申告所得税の実態」(国税庁)による。

える場合は、配当控除額はその所得税額を限度としている。従って、課税最低限よりも所得が低い人は、所得税額が無いので、配当控除を受けられない。また、総合課税ではなく源泉分離課税を選択した場合には、配当控除は利用できない。

配当控除制度は地方税の場合、上記の国税のケースと同様であるが、配当控除率が国税の場合よりも低くなる。具体的には、1,000万円以下の配当所得は10%でなく2.8%（道府県民税0.8%，市町村民税2%），1,000万円超の配当所得の部分は5%でなく1.4%（道府県民税0.4%，市町村民税1%）になる。

2.2 配当控除制度の分析

いま、具体的に配当控除制度を検討してみよう。企業の利潤 P_0 は、内部留保 R_0 と配当 D_0 からなるとしよう。すなわち、

$$(1) \quad P_0 = R_0 + D_0.$$

法人税 T_c は、単一の法人税率 t_c を課しているので

$$(2) \quad T_c = t_c P_0.$$

である。従って、法人税の税引き後の法人所得 P は

$$(3) \quad P = (1 - t_c) P_0.$$

となる。(1) と (3) より、法人税の税引き後の内部留保 R と配当 D について

$$(4) \quad R = (1 - t_c) R_0, \quad D = (1 - t_c) D_0.$$

株主の段階で、個々の株主の法人税の税引き前と後の配当をそれぞれ、 d_0^i 、 d^i とすると

$$(5) \quad D = \sum_i d^i, \quad D_0 = \sum_i d_0^i, \quad d^i = (1 - t_c) d_0^i.$$

となる。配当控除制度の下で、株主全体は、法人段階では T_c を負担し、個人段階では受取配当 D に対する所得税額 $t_m D$ (t_m は所得税率) から配当税額控除 δD (δ は配当控除率) を控除した金額 $(t_m - \delta) D$ を負担している。すなわち、

$$(6-1) \quad T_1 = t_c P_0 + (t_m - \delta) D$$

$$= t_c R_0 + [t_c + (t_m - \delta)(1 - t_c)] D_0.$$

ここで、右辺の第一項は法人段階での内部留保への課税、右辺の第二項は法人段階と個人株主段階の両方での配当への課税を示している。

いま、配当部分のみの税負担に着目すると、

個人株主1個人の税負担 T_D^i は、法人の段階では $t_c d_o^i$ 、個人株主の段階では $(t_m - \delta) d^i$ となる。すなわち、

$$(7) \quad T_D^i = [t_c + (t_m - \delta)(1 - t_c)] d_o^i$$

ここで統合方式やインピュテーション方式のように、少なくとも配当部分が完全に個人株主の所得税で課税されるケースを考えてみよう。この場合、個々の個人株主の税負担 $\hat{T}_D^i$ は

$$(8) \quad \hat{T}_D^i = t_m d_o^i$$

(7), (8)より、

$$(9) \quad \frac{T_D^i - \hat{T}_D^i}{d_o^i} = t_c(1 - t_m) - \delta(1 - t_c) \\ \equiv \varphi(t_m, t_c, \delta)$$

(9)式の左辺を配当部分の二重課税による負担の大きさと定義しよう。このとき、配当部分の二重課税が完全に排除される配当控除率 δ は

$$\delta = \frac{t_c(1 - t_m)}{1 - t_c}$$

となる。(9)において、二重課税による負担の大きさ φ は株主の所得税率 t_m の関数とすると、

$$\varphi'(t_m, t_c, \delta) = -t_c < 0,$$

$$\varphi(0; t_c, \delta) = t_c - \delta(1 - t_c) > 0,$$

$$\varphi(1; t_c, \delta) = -\delta(1 - t_c) < 0$$

が成立する。ここで、2番目の式の不等号は仮定であるが、現実の税制では成立している。

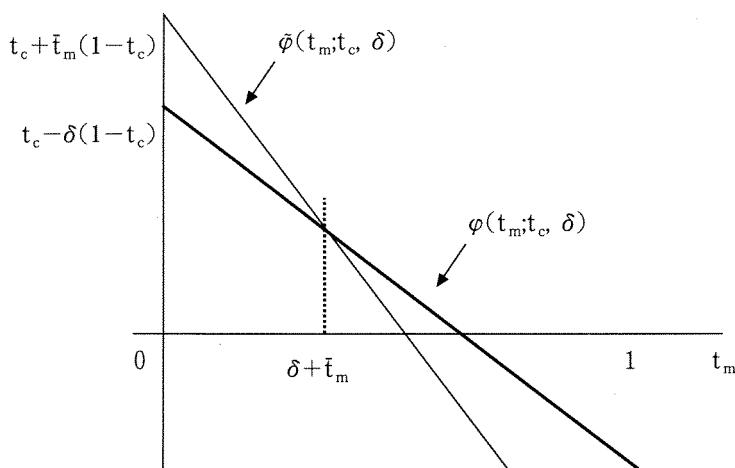


図 1

図1において、(9)で定義された総合課税の場合の関数 φ が太線で図示されている。図1から明らかに、所得税率 t_m が高いと、二重課税による負担の大きさ φ は小さくなり、 t_m が1に近いとマイナスとなる。このことは、 t_m が大きい高所得層は二重課税の排除が過剰に行われ、かえって配当控除制度

の下で税負担が低くなっていることを示している。逆に、 t_m が小さい低所得層は、二重課税による負担の大きさ φ が大きくなる。以上から、配当控除制度は逆進的な構造をもっていることがわかる。

2.3 総合課税と源泉分離課税

わが国の配当所得の課税は、総合課税と源泉分離課税からなっており、具体的には以下の①～③の3つのケースに分類される。

- ① 1回の支払配当が25万円（年1回50万円）以上のもの、又は発行済み株式総数の5%以上の株式に係る配当は、20%の源泉徴収が行われ、総合課税の対象となる。
- ② 発行済み株式総数が5%未満で1回の支払配当が25万円（年1回50万円）未満のものは、20%の源泉徴収による総合課税、又は35%の源泉分離選択課税（但し、住民税は総合課税）のいずれかを選択できる。
- ③ 少額配当で、1回の支払配当が5万円（年1回10万円）以下の場合には、20%の源泉徴収で納税が完了し、確定申告は不要であり住民税は非課税である。

ここで注意すべき点は、配当控除が利用できるのは、総合課税の場合のみであることである。従って、源泉分離課税の存在は、二重課税の問題にどのような意味をもつかを明らかにする必要がある。この点を以下で分析する。

源泉分離課税を選択した場合、配当控除が利用できず一律の所得税率（源泉徴収税率） $\bar{t}_m$ で課税されるので、株主の税負担は

$$(7') \quad \bar{T}_D^i = [t_c + \bar{t}_m(1-t_c)]d_c^i$$

となる。(7')(8)より

$$(9') \quad \frac{\bar{T}_D^i - \hat{T}_D^i}{d_c^i} = t_c + \bar{t}_m(1-t_c) - t_m \\ \equiv \bar{\varphi}(t_m; t_c, \delta)$$

このとき、

$$\begin{aligned} \bar{\varphi}(t_m; t_c, \delta) &= -1 < 0, \\ \bar{\varphi}(0; t_c, \delta) &= t_c + \bar{t}_m(1-t_c) > 0, \\ \bar{\varphi}(1; t_c, \delta) &= (\bar{t}_m - 1)(1-t_c) < 0 \end{aligned}$$

図1において、総合課税の場合の関数 $\varphi(t_m;$

$t_c, \delta)$ に加えて、源泉分離課税の場合の関数 $\bar{\varphi}(t_m; t_c, \delta)$ が図示されている。図1の2つの関数の交点は、 $t_m = (\delta + \bar{t}_m)$ で配当控除率 δ と源泉徴収税率 $\bar{t}_m$ の合計した値である。

まず、図1より、 $(\delta + \bar{t}_m)$ よりも低い所得税率の人の場合、源泉分離課税よりも総合課税を選択した方が二重課税の負担を軽減できることがわかる。低所得層は、確定申告不要であっても確定申告を行い、総合課税により源泉徴収された税金を取り戻したほうが有利である。

次に、所得税率が $(\delta + \bar{t}_m)$ よりも高い人の場合は、図1より、総合課税よりも源泉分離課税を選択した方が二重課税による負担を軽減できることがわかる。従って、高額所得者が少額配当をもっている場合、源泉分離で納税を済ませた方が税負担は軽減できる。また、高額所得者の配当が高額の場合には、高額所得者に源泉分離課税を選択させないで、総合課税を強制する必要がある。

以上の分岐点である点 $(\delta + \bar{t}_m)$ は、具体的にどのくらいであろうか。例えば、20%の源泉分離課税と5%の配当控除率を想定すると、源泉徴収税率 $\bar{t}_m = 0.2$ 、配当控除率 $\delta = 0.05$ で、 $(\delta + \bar{t}_m) = 0.25$ となる。具体的に試算すると、課税所得が900万円あたりの所得税率に対応している。

3. 諸外国の調整方法

3.1 4つの調整タイプ

二重課税の調整方式として、配当控除制度のほかに、インピュテーション方式、法人の支払配当を損金に算入する方式、内部留保よりも配当に対する法人税率を低く設定する配当軽減方式などが存在する。表3は、各国の調整方法を比較したものである。イギリス、ドイツ、フランスではインピュテーション方式が採用されているのに対し、アメリカでは全く二重課税の調整を行わない古典方式が用

表 3 個人株主段階の調整：国際比較

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
全く調整しない	部分調整方式 (インピュテーション方式) 受取配当額その10/90を課税所得に算入し、受取配当額の10/90を算出税額から控除する。	完全調整方式 (インピュテーション方式) 受取配当額その30/70を課税所得に算入し、受取配当額の30/70を算出税額から控除する。	完全調整方式 (インピュテーション方式) 受取配当額その1/2を課税所得に算入し、受取配当額の1/2を算出税額から控除する。

(注) ドイツでは、上記の完全調整方式は2001年末で廃止され、2002年1月より受取配当額の1/2を課税所得に算入する部分調整方式(half-income system)に移行している。

いられている。

以下では、4つの方式について検討してみよう。

(1) 配当控除方式

この方式は既に論じてきた方式であり、法人税と所得税の合計額は(6-1)で示されている。

(2) 古典方式(classical system)

この場合、法人所得に課せられる法人税と配当に課せられる所得税の二重課税の調整を行わない。具体的には、(2)で示される法人税 $T_c = t_c P_o$ を支払い、さらに配当部分の負担調整を一切行わないので、個人株主は受取配当 D に対し $t_m D$ だけ負担する。従って、法人税と所得税の合計額 T_2 は、

$$(6-2) \quad T_2 = t_c P_o + t_m D \\ = t_c R_o + [t_c + t_m(1-t_c)]D_o$$

となる。これは、(6-1)に配当控除率 δ を $\delta = 0$ とおいたものに等しい。

(3) インピュテーション方式

この方式は、配当部分だけは株主の所得に帰属(impute)させて課税する方法である。具体的には、まず(2)で示される法人税 $T_c = t_c P_o$ のうち配当部分は所得税の前払いと見なし、さらに配当部分に対し以下のような調整を行う。

(ステップ1)：個人株主の受け取る受取

配当 D に、これに対応する法人税の前払い分 $t_c D_o = t_c D / (1-t_c)$ を加えて、法人税引き前の配当所得 $D_o = D / (1-t_c)$ を求め、これに対する所得税 $t_m D_o$ を算出する。

(ステップ2)：税額控除として、配当分に係る法人税の前払い分 $t_c D / (1-t_c)$ をステップ1で求めた所得税額から控除する。

(ステップ1)と(ステップ2)より、株主の所得税の負担は $(t_m - t_c)[D / (1-t_c)]$ となる。従って、この所得税負担と(2)で示される法人税負担を加えた合計額は

$$(6-3) \quad T_3 = t_c R_o + t_m D_o$$

となる。この場合、配当部分 D_o については、個人株主に完全に帰属するため、個人株主の所得税率 t_m のみで課税されており、法人税率 t_c とは無関係になっている。

(4) 完全統合

完全統合とは、法人税を完全な所得税の前払いとみなし、配当分ばかりでなく内部留保の部分も株主に帰属させて課税する方式である。この方式は、二重課税に対して完全な調整を行う一つの極端なケースとして位置づけられる。カナダでは、カーター方式としてこの方式が提案されたが、実際に実施することが困難であるため採用されなかった。また、今までこの方式を採用した国は無い。

しかし、完全統合はそれを支持する経済学者などによって二重課税の調整の究極的な姿として位置づけられ、理論的に望ましい方式であると考えられてきた。例えば、McLure (1975,1979) は、完全統合の必要性を強調するとともに、これが必要な理由として主に水平的公平および垂直的公平の2つの問題を指摘している。まず、水平的公平の側面では、二重課税の調整を行わないと、配当は法人税と所得税の二重課税を課されるため、他の所得よりも重課されることになる。このことは、同一の所得に対しては同一の税負担を負うべきであるとする水平的公平の原則に反すると考えられる。

次に、垂直的公平については、二重課税の調整を行わないと、配当の二重課税は負担構造を逆進的なものにしており、このことは所得の増加とともに税負担は高くあるべきであるとする垂直的公平の原則に反する。実際、二重課税の結果、低所得層は少なくとも法人税を負担するため、税負担が相対的に大きくなっている。これに対し高所得層は、配当に対する所得税の累進税制のため、法人所得を配当として受け取るよりも、内部留保を増やして株価を引き上げ、税負担の軽いキャピタル・ゲインの形で報酬を受け取る方を選好する。この場合、所得の増加に伴って税負担は増加しておらず、垂直的な公平は満たされない。このような二重課税における公平の問題を完全に解決する手段として、統合方式は大きな意味をもっている。

具体的に、完全統合の方式をみると、(2)で前払いとなる法人税が示され、個人株主の所得税は以下のように求められる。

(ステップ1): 法人税引き後の配当Dと内部留保Rの両方を個々の個人株主に帰属させる。

(ステップ2): 個人株主の受取配当Dと個人株主に割り当てられた内部留保Rに対

して、配当部分の法人税の前払い分 $t_c D_o = t_c D / (1 - t_c)$ と内部留保の前払い分 $t_c R_o = t_c R / (1 - t_c)$ をそれぞれ加算して、法人税税引き前の配当 $D_o = D / (1 - t_c)$ と内部留保 $R_o = R / (1 - t_c)$ を求め、両方に所得税率 t_m で課税して所得税額を算出する。

(ステップ3): 法人税の前払い分として、配当部分の $t_c D / (1 - t_c)$ と内部留保の部分の $t_c R / (1 - t_c)$ の合計した金額を、(ステップ2)で求めた所得税額から税額控除する。

(ステップ2)と(ステップ3)より、株主の所得税の負担は、(1)(4)を用いて

$$(t_m - t_c) \left[\left(\frac{D}{1 - t_c} \right) + \left(\frac{R}{1 - t_c} \right) \right] = (t_m - t_c) P_o$$

となる。従って、これと(2)で示される法人税負担を加えた合計額は

$$(6-4) \quad T_4 = t_m P_o$$

この場合、企業の利潤全体 P_o が個人株主に完全に帰属するため、個人株主の所得税率 t_m のみで課税される。

3.2 制度の比較

いま、以上の(6-1)~(6-4)で求めた法人税と所得税の合計額 T_i を法人所得(税引き前) P_o で割った値を平均税率 (T_i / P_o) と呼び、以上の4つの制度においてこの値を比較検討してみよう。いま、配当性向 θ を $\theta = D_o / P_o$ と定義する。このとき、(6-1)~(6-4)より、平均税率は以下ようになる。

(6-1') 配当控除制度

$$\frac{T_1}{P_o} = t_c + \theta(t_m - \delta)(1 - t_c)$$

(6-2') 古典方式

$$\frac{T_2}{P_0} = t_c + \theta t_m (1 - t_c)$$

(6-4') 完全統合

(6-3') インピュテーション方式

$$\frac{T_3}{P_0} = t_c + \theta(t_m - t_c)$$

$$\frac{T_4}{P_0} = t_m$$

各制度の平均税率を所得税率 t_m の関数として捉えて描いたのが以下の図2である。

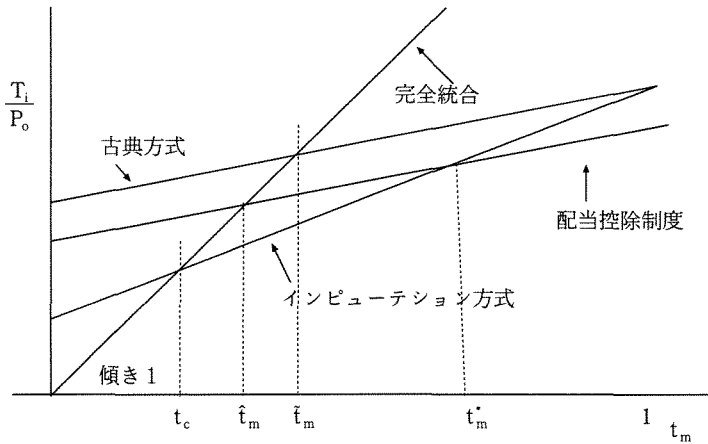


図 2

図2において、 $\hat{t}_m = \frac{t_c - \delta(1-t_c)\theta}{1 - (1-t_c)\theta}$, $\tilde{t}_m = \frac{t_c}{1 - (1-t_c)\theta}$, および $t_m^* = \frac{(1+\delta)t_c - \delta}{t_c}$ である。図2から、以下のことが観察できる。

(I) 完全統合の場合、所得税率 t_m が低いと平均税率は他の制度と比較して一番低い、所得税率の上昇とともに大きく増加し、所得税率が高くなると平均税率が一番高くなる。

(II) 配当控除制度は必ず古典方式よりも平均税率が低い。

(III) インピュテーション方式は、比較的広い範囲にわたって平均税率が一番低い。

いま、図2より以下のように5つのケースに分け、各制度の平均税率の大きさを比較することができる。

(ケース1) $0 < t_m < t_c$ のとき、

$$\frac{T_2}{P_0} > \frac{T_1}{P_0} > \frac{T_3}{P_0} > \frac{T_4}{P_0}$$

(ケース2) $t_c \leq t_m < \hat{t}_m$ のとき

$$\frac{T_2}{P_0} > \frac{T_1}{P_0} > \frac{T_4}{P_0} \geq \frac{T_3}{P_0}$$

(ケース3) $\hat{t}_m \leq t_m < \tilde{t}_m$ のとき

$$\frac{T_2}{P_0} > \frac{T_4}{P_0} \geq \frac{T_1}{P_0} > \frac{T_3}{P_0}$$

(ケース4) $\tilde{t}_m \leq t_m < t_m^*$ のとき

$$\frac{T_4}{P_0} \geq \frac{T_2}{P_0} > \frac{T_1}{P_0} > \frac{T_3}{P_0}$$

(ケース5) $t_m^* \leq t_m \leq 1$ のとき

$$\frac{T_4}{P_0} > \frac{T_2}{P_0} \geq \frac{T_3}{P_0} \geq \frac{T_1}{P_0}$$

3.3 配当控除制度の現状

ここで、具体的な数値を代入して、現実の値はどの辺に位置するのかを検討しよう。い

表4 配当所得および配当控除の人員と金額

合計所得階級	人員 (人)	割合 (%)	配当所得 (百万円)	割合 (%)	配当控除 (百万円)	割合 (%)
500万円以下	117,966	34.1	14,073	3.5	1,408	6.3
1,000万円以下	86,988	25.1	23,997	6.0	2,401	10.7
1,500万円以下	46,026	13.3	29,878	7.5	1,843	8.2
2,000万円以下	30,304	8.8	33,848	8.5	1,862	8.3
3,000万円以下	29,969	8.7	53,573	13.4	2,679	12.0
5,000万円以下	21,334	6.2	69,205	17.3	3,460	15.5
5,000万円超	13,395	3.9	174,305	43.7	8,715	39.0
計	345,982	100.0	398,880	100.0	22,366	100.0

(出所)「税務統計で見た申告所得税の実態(平成12年分)」(国税庁)による。

ま、法人税率 $t_c = 0.3$ 、配当控除率 $\delta = 0.05$ 、配当性向 $\theta = 0.3$ としたとき、図2における $\hat{t}_m$ の値は $\hat{t}_m \approx 0.366$ となる。すなわち、わが国の所得税の最高税率に近い値を示す。従って、現実には、上記の5つのケースのうち(ケース1)と(ケース2)のみ成立し、その他のケースは実質的に除外してよい。

問題は、わが国は配当所得を持つ者の所得分布と、それに伴う個人株主の所得税率である。表4より、わが国の現行の所得税の税率構造では、個人株主の(加重平均の)所得税率はおおよそ $t_m = 0.34$ と試算できる。

非常に興味深い点は、図2より、 $t_m = 0.34$ のとき、平均税率が配当控除制度と完全統合の二つのケースで著しく近い値をとっていることである。つまり、日本の現行の税体系の下では、経済全体でみたとき、配当控除制度は完全統合とはほぼ同じ税負担になっているということである。具体的に数値でみると、(6-1')~(6-2')に $t_c = 0.3$ 、 $\theta = 0.3$ 、 $t_m = 0.34$ を代入すると、概数で

$$\frac{T_1}{P_o} = 0.36, \quad \frac{T_2}{P_o} = 0.37, \quad \frac{T_3}{P_o} = 0.31,$$

$$\frac{T_4}{P_o} = 0.34,$$

となる。従って、配当控除制度の平均税率

$\frac{T_1}{P_o}$ が完全統合の平均税率 $\frac{T_4}{P_o}$ に非常に近い値になっている。

参考文献

- 小宮隆太郎・岩田規久男〔1973〕『企業金融の理論』日本経済新聞社。
- 小宮隆太郎〔1975〕『現代日本経済研究』東京大学出版会。
- 佐藤進・宮島洋〔1982〕『戦後税制史(増補版)』税務経理協会。
- 野口悠紀雄〔1986〕『税制改革の構想』東洋経済新報社。
- 林 栄夫〔1958〕『戦後日本の租税構造：税制批判の経済理論』有斐閣。
- 宮島 洋〔1986〕『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。
- Atkinson, Anthony B., and Joseph E. Stiglitz. (1980) *Lectures on Public Economics*. London: McGraw-Hill.
- Canada. (1966) *Report of the Royal Commission on Taxation*, Vols.6, Ottawa, Queens Printer.
- Harberger, Arnold. (1962) "The Incidence of the Corporate Income Tax," *Journal of Political Economy*, 70 (June) :215-240.
- Jorgenson, Dale W., and Ralph Landau, eds. (1993) *Tax Reform and the Cost of Capital: International Comparison*, Washington D.C.: Brookings Institution.

- Kay, John A., and Mervyn A. King. (1990) *The British Tax System*, Oxford University Press.
- King, Mervyn A., and Don Fullerton. (1984) *The Taxation of Income from Capital: A Comparative Study of the United States, the United Kingdom, Sweden, and West Germany*. Chicago: The University of Chicago Press.
- King, Mervyn A. (1977) *Public Policy and the Corporation*. London: Chapman & Hall.
- McLure, Charles E., Jr. (1975) "Integration of the Personal and Corporate income Taxes: The Missing Element in Recent Tax Reform Proposals," *Harvard Law Review*, vol.88, 532-582.
- McLure, Charles E., Jr. (1979) *Must Corporate Income be Taxed Twice?* Washington: Brookings Institution.
- Shoup Mission (1949) *Report on Japanese Taxation*. U.S. Department of the Treasury, (1984) *Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth*, Washington D.C.: U.S. Government Printing Office.
- . (1985) *The President's Proposals to the Congress for Fairness, Growth, and Simplicity*. Washington D.C.: U.S. Government Printing Office.
- . (1992) *Report on Integration of Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once*. Washington D.C.: U.S. Government Printing Office.
- Vickrey, William S. (1947) *Agenda for Progressive Taxation*, New York, Ronald Press.
- Warren, Alvin C. (1993) *Integration of Individual and Corporate Income Taxes*, American Law Institute.